

令和3年度  
(2021年度)

## 都市整備部の取り組み

### <部長の方針・考え方>

- ① 地域のポテンシャルを生かした公民連携によるまちづくりの推進
- ② 空き家・空き地の適正管理及び活用の促進
- ③ 住宅・建築物の耐震化を促進
- ④ 京阪本線連続立体交差事業及び光善寺駅周辺の新たなまちづくりの推進
- ⑤ 枚方市総合文化芸術センター及び周辺施設の整備
- ⑥ 市有建築物保全計画及び学校整備計画に基づく事業の推進
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた新しい生活様式と職場環境の充実

### <部の構成>

都市計画課  
住宅まちづくり課  
市街地整備室  
(市街地開発事業担当)  
(連続立体交差事業担当)  
施設整備室  
(総務・計画担当)(建築担当)  
(設備担当)(管理担当)  
開発指導室  
(開発調整課)  
(審査指導課)

### <主な担当事務>

- (1)都市政策に関すること。
- (2)景観に関すること。
- (3)空き家・空き地に関すること。
- (4)市街地再開発事業、土地区画整理事業等に関すること。
- (5)京阪本線連続立体交差事業及び関連するまちづくりに関すること。
- (6)市有建築物等の新設・改良等の計画及び設計・施行に関すること。
- (7)学校施設等の管理に関すること
- (8)開発事業等に係る協議及び指導に関すること。
- (9)開発許可及び建築確認の審査・検査に関すること。
- (10)建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

### 具体的な取り組み： 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の推進

計画中間期を迎える両計画の評価・検証を行うとともに、継続して集約型都市構造の実現をめざします。鉄道駅周辺や幹線道路沿道における新たなまちづくりについては、組織を一元化し公民連携の取り組みを進めます。土地区画整理事業の検討が進められている第二京阪道路沿道や京阪村野駅周辺の地域への技術的支援を継続するとともに、都市基盤整備が進む JR 長尾駅周辺については、地域をはじめ多様な主体と連携しながら「まちづくり構想」の策定に取り組みます。

### 具体的な取り組み： 空き家・空き地対策推進事業

枚方市空家等対策計画については、枚方市空家等対策協議会の意見を踏まえ、今年度内に次期計画の策定を行います。空き家・空き地の活用については、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築基準法上の耐震基準）の空き家を活用して若者世帯や子育て世帯の転入・定住促進を図る「若者世代空き家活用補助制度」を引き続き運用するとともに、制度の周知・拡散を図り、効果的なPR方法等について検討し利用拡大に努めます。

### 具体的な取り組み： 住宅・建築物耐震改修促進事業

「木造住宅耐震改修補助制度」については、工事の内容に応じた補助金額の設定をはじめ、屋根軽量化、除却など、市民ニーズに応じた補助制度を展開するとともに、「危険ブロック塀等除却補助制度」により、道路等に面する危険ブロック塀等の除却を促進します。これら各種補助制度の周知啓発を図るとともに、取り組み内容を総括するため、「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」の中期検証を行います。

### 具体的な取り組み：京阪本線連続立体交差事業・光善寺駅西地区市街地再開発事業

鉄道高架化工事の令和4年度の着手に向け、民間機関の活用による計画的かつ効率的な事業用地の取得に取り組むとともに、文化財調査や水路等の移設・設計の準備作業を進めます。また、市街地再開発事業については、権利変換計画の作成や認可など組合が実施する事業に対して引き続き、財政的・技術的支援を行います。

### 具体的な取り組み：枚方市総合文化芸術センター及び周辺施設の整備

令和3年9月の開館に向けて枚方市総合文化芸術センター建設工事を完了させるとともに、メセナ枚方のアネックス化工事や駐車場などの周辺整備を進めます。

### 具体的な取り組み：市有建築物保全計画及び学校整備計画に基づく事業の推進

学校園を含む市有建築物の保全・更新工事については、組織統合におけるスケールメリットを生かし効率的な組織運営を行います。長寿命化、保全工事を計画的に行うことにより財政の平準化を図ります。小中学校のトイレの洋式化・ドライ化等については、令和5年度の整備完了をめざします。また、学校教室・体育館の空調設備については可能性調査を実施し、効率的・効果的な整備手法を検討します。

### 具体的な取り組み：枚方市開発事業等の手続等に関する条例等の見直し

秩序ある調和のとれたまちづくりに資する公共公益施設の整備や良好な土地利用が図られるよう、一定規模の開発事業等に関する手続きや協議事項を定めた「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」について、近年の社会情勢の変化に対応するため、同条例及びこれに基づく規則及び基準の見直しを行います。

### 具体的な取り組み：人材育成

災害時における二次的災害を未然に防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行う判定士や判定コーディネーターの資格取得者の増員を図ります。

### 具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた新しい生活様式と職場環境の充実

申請・届出の受付業務等については、郵送やメールを活用し非接触化の取り組みを進めます。また、職場環境においては、ファイリングシステムの本格導入により、効率的なレイアウトを実現するとともに、WEB会議や会議資料の電子化を進めるほか、長時間労働の縮減を図り、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めます。